

告 示

当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条（ライセンス所持者に対する制裁措置）及び J B C 制裁規程第 2 条第 1 項第 1 号（制裁処分）に基づき、ワタナベボクシングジム（以下「ワタナベジム」という）所属ボクサーである盛合 竜也（ライセンスNo.50049）選手を令和 8 年 9 月 20 日より 1 か年間のライセンス停止処分とする。

理由：ワタナベジム所属盛合 竜也選手は、令和 8 年 9 月 21 日試合の計量を棄権した。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は光吉 未来選手を令和 8 年 9 月 20 日より 1 か年間のライセンス停止処分とする。

併せて、当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条（ライセンス所持者に対する制裁措置）及び J B C 制裁規程第 2 条第 1 項第 1 号（制裁処分）に基づき、ワタナベジムのマネージャーである渡辺 均（ライセンスNo.8956）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、渡辺 均氏が上記記載の事実について、マネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション